

## 障害福祉サービス費(障害児)に係る負担上限月額の変更方法

障害児施設給付費(障害児)は、7月から利用者負担の軽減措置で、利用者負担上限月額が軽減される利用者がいます。

『支援費・請求Ⅱ(障害児)』をご使用のお客様は、お手順ですが、該当する利用者について、負担上限月額を変更して下さいますよう、お願い致します。

①受給者登録の支給情報画面を開き、“変更”をクリックします

②有効期間の終了日に「2008年6月30日」と設定して、  
③保存します。

④“履歴追加”をクリックします。

⑤負担上限月額を変更します。

⑥“保存”をクリックします。